

「放課後児童クラブ運営指針」における「安全面に配慮しながら 子どもが自ら危険を回避できるようにしていく」に関する資料

放課後児童クラブ運営指針は、「放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。」（放課後児童クラブ運営指針 第1章総則 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本〈1〉放課後児童クラブにおける育成支援）と記述しています。この中の「安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく」ことについて、運営指針解説書が記述している内容と、そのことを理解するために厚生労働省が主催している認定資格研修講師養成講座における「運営指針理解のための基礎資料（講師養成研修時に配布）」を紹介します。

I、運営指針解説書の記述

【第3章放課後児童クラブにおける育成支援の内容1(4)⑧子供が安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。(解説書P80~82)】

(注) 太字部分は運営指針本文。

子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。

子どもにとっての危険の種類や内容と、それらに対応する子ども自身の能力は、年齢や発達の状況によって変化します。子どもの安全を守るためには、子どもが予測できず、どのように対処すればよいかの判断が不可能な危険（ハザード）に対して、未然に排除できるような対応や管理の方法を考慮しておくことが必要です。事故やケガを未然に防ぐためには、屋内外の施設設備等の衛生や安全を点検し、遊びや生活が衛生及び安全の確保された環境で行われるよう整備することが必要です。衛生や安全管理に関する点検は、点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に行います。なお、点検対象とする環境には、近隣の公園に行く場合や散歩、遠足等、放課後児童クラブの外で活動する場合も含まれます。更に、地域の中で子どもが安全に過ごせるように支援する上では、家庭から学校、学校から放課後児童クラブ、放課後児童クラブから家庭等、子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中で子どもの行動や環境を把握することも求められます。

子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりが身に付けている安全についての自己管理能力を把握し

て、「子どもの自己管理能力をいかすことができること」「その子どもが学習することによって理解できること、習得することが可能なこと」「放課後児童支援員等が直接危険から子どもを守る こと」を、適切に組み合わせて対応する必要があります。子どもが遭遇する危険は、子どもの発達 段階や、子どもが置かれている状況や行動の内容によっても異なります。そのため、子ども一人ひとりの発達の状況、健康の状況等を把握した上で、それぞれに対応した適切な援助のあり方を考えていくことが求められます。また、遊びの場面では、子どもの好奇心や意欲も大切にしながら、危険なことについて子ども自身が考え、判断できるよう援助していくことが求められます。そのため、想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方について子ども自身が学ぶ機会を設けることも望まれます。

<コラム> 遊びにおけるリスクとハザード

子どもが安全に関する自己管理能力を身に付けられるよう援助するためには、子どもの遊びや生活において想定される「リスク」と「ハザード」について知ることが大切です。以下に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）の一部を紹介します。参考にして、子どもの遊びと安全について考えてみましょう。

2. 子どもの遊びにおける危険性と事故

2-1 リスクとハザード

(1) 遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。子どもの遊びにおける安全確保に当たっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分するものとする。

(解説)

1) リスクとハザードの意味

- ① リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつである。子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いか判断可能な危険性もリスクであり、子どもが危険を分かっていることを行うことは、リスクへの挑戦である。
- ② ハザードは、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。また、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断不可能な危険性もハザードであり、子どもが危険を分からずに行うことは、リスクへの挑戦とはならない。

2) リスクとハザードの境界

- ① リスクとハザードの境界は、社会状況や子どもの発育発達段階によって異なり、一様でない。子どもの日常の活動・経験や身体能力に応じて事故の回避能力に個人差があり、幼児が小学生用遊具を利用することは、その遊具を安全に利用するために必要な運動能力、危険に関する予知能力、事故の回避能力などが十分でないため、ハザードとなる場合がある。
- ② 都市公園の遊び場は、幅広い年齢層の子どもが利用するものであり、一つの遊具において全ての子どもの安全な利用に対応することは困難であるため、遊具の設置や管理に際しては、子どもの年齢層などを勘案する必要がある。

(運営指針解説書本文以上)

II、運営指針の解説を理解するための基礎資料（講師養成講座資料）

1、子ども自身が身に着けている安全対応能力の目安

(1) 危険に気付く（直接の危険と潜在危険がある）

*直接の危険は、「ボールが飛んでくる」「車が近づいてくる」など直接気づくことのできる危険

*潜在危険は、それ自体では直接の危険にはならないがある条件が加わると危険に転嫁するもの、いくつも重なることが多い。潜在危険は、「環境」「身体的条件（服装や持ち物を含む）」「行動の特徴」「心身状態の特徴」に大別される。

- ・環境は、天候などの自然現象、遊び場や遊具（と、他の環境要因の関係）などの状況、周りの人の行動等。
- ・潜在危険となる行動の特徴は、いたずら、誤解や錯覚、踏み越え（規則違反）等。
- ・潜在危険となる心身状態の特徴は、注意散漫、ぼんやり、イライラ等。
- ・身体的条件の潜在危険は、服装や持ち物に関することが多い。服装（行動内容にあっていない）、手荷物（多すぎ、両手が塞がっている）等。

(2) 直接の危険と潜在危険を取り除いたり回避したりできる

*複数の潜在危険を重なりあわせないようにすることが大事、潜在危険はどれか一つを取り除くことで大きな事故が防げることが多い。

*学習によって身につけた知識は、危険を回避する力になる。

(3) 万一事故になっても被害を最小限にすることができる

*とっさの判断や身体能力等、身につけている能力や知識が怪我を防いだり、被害を小さくしたりする働きをする。

*応急処置ができる、助けを呼ぶことができる等、学習や訓練によって学ぶことが効果的な働きをすることが多い。

2、子どもの発達と安全対応能力のかかわり

(1) 子どもの安全は、次の三つの組み合わせによって守られていく（図「子どもの安全能力の発達」参照）。

*子ども自身が身に付けている安全対応能力（身体と感覚の能力、すでに習得し身につけている知識や技術など）

- * 学習や訓練によって身につけつつある安全知識と技術
- * 大人による保護と管理（社会のシステムや環境の整備を含む）

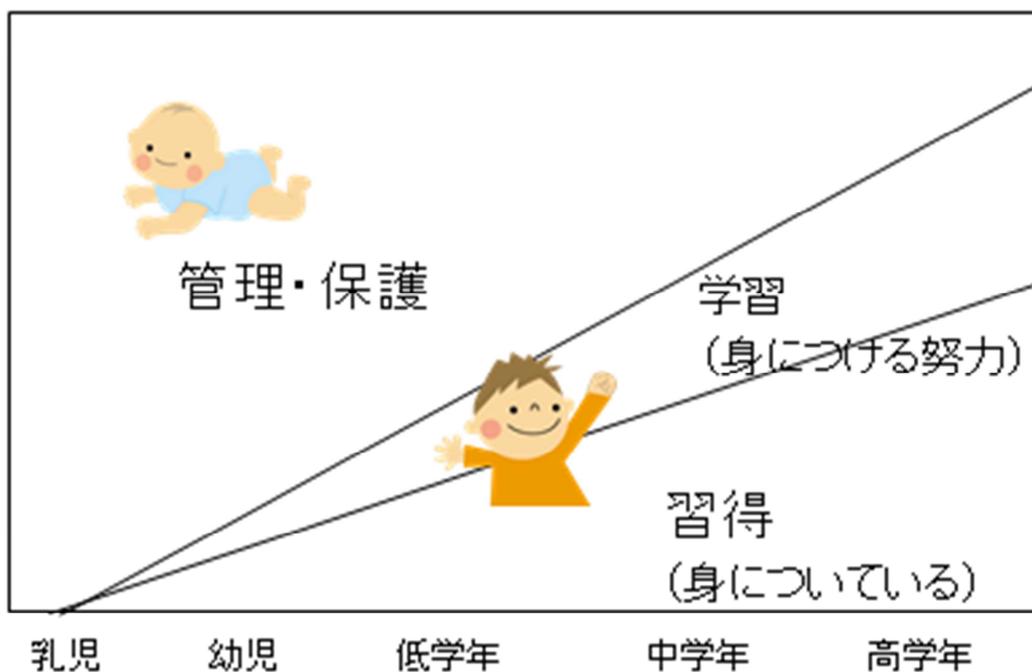
(2) 求められる安全対応能力は、発達や環境に応じて変化していく

- * 子ども自身が獲得している安全対応能力を把握した働きかけが必要になる。

（子どもにとってのリスクとハザードについては、解説書P81「遊びにおけるリスクとハザード」参照）

- * 子どもの活動や社会とのかかわりの内容や範囲が変われば生じる危険（身に着ける必要のある安全対応能力）も変わる。

子どもの安全能力の発達



以上（文責 野中賢治）